

## 住宅リフォーム助成事業の実施について

経済部商工労働課

居住環境の向上と地域経済の活性化策の一環として、平成27年度も引き続き住宅リフォーム助成事業を行います。市内の施工業者を利用して、個人住宅のリフォームを行う場合に、その経費の一部を助成します。

記

- 1 予算額** 1億円（20万円分×500件）
- 2 補助率・補助限度額** 対象工事費の30%で最大20万円を助成
- 3 最低工事費** 10万円（消費税を除く）
- 4 申請受付期間** 平成27年6月8日（月）～7月10日（金）の平日
- 5 申請者向け事前相談会** 平成27年5月18日（月）～6月5日（金）の平日
- 6 主な変更点**
  - 過去2年（平成25年度及び26年度）に本事業を利用した方は、今年度の利用はできません。
  - 今年度より他の補助事業との併用が可能となります。  
※工事が重複する箇所は、本事業の対象外経費として扱います。

※ 事業の詳細については、別紙パンフレット「住宅リフォーム助成事業のご案内」をご覧ください。